

川崎市がんばるものづくり企業操業環境整備助成制度(立地促進支援)

【対象企業】

中小製造業者

【対象地域】

市内の準工業地域及び工業地域
ただし、都市計画法により住宅等の建築が制限されている地区及びインキュベーション施設を除く

【適用要件】

・工場等(研究所及び関連施設を含む)を新增設する事業(既存の建物を賃借又は取得する場合を含む)
・助成対象経費の総額が500万円以上の事業

【その他の要件】

交付決定日の属する年度を含め3年度以内に新增設した工場等の操業を開始する事業であること等

【支援内容】

・助成対象経費：(1)土地、建物、設備の取得等に要する費用(賃借料・リース料を含む)
(2)附随費用(土地造成費、測量費、設計費、改修費等)
(3)生産設備の運送及び設置に係る費用
・助成率：助成対象経費の1/5以内
・助成限度額：最大3,000万円
※工場等の新築もしくは既存物件の取得であって、重点支援評価に該当する場合は3,000万円、標準評価に該当する場合は2,500万円とする
※賃貸物件への入居であって、重点支援評価に該当する場合は2,000万円、標準評価に該当する場合は1,500万円とする。
※交付要綱及び募集要領に定める6項目の評価基準のうち、3項目以上満たす事業を重点支援評価とし、それ以外を標準評価とする。

工場立地法による緑地面積率等の緩和
(川崎市工場立地に関する市準則を定める条例)

川崎市は、下記の地域について工場立地法により一定規模以上の事業所に義務付けられている緑地面積率等の基準を緩和しています。

【対象地域】

工業専用地域

【支援内容】

緑地面積率 15%以上
環境施設面積率 20%以上

問合せ

川崎市経済労働局産業振興部工業振興課 (044)200-3936

産業立地促進資金

【対象企業】

製造業に係る工場又は事業所、研究開発施設を設置する資本金10億円以下又は従業員500人以下の会社又は個人及び中小企業者等

【対象地域】

川崎市が指定する産業拠点地区及び工業専用地域

【適用要件】

設備資金：土地取得費、建物建設費、敷金、入居保証金、改装費及び機械設備費等に限る
運転資金：移転費用等に限る

【融資条件】

・設備 年2.1%以内(新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合年1.9%以内)、運転 年2.0%以内(新川崎A地区・殿町3丁目地区への進出の場合年1.9%以内)
・限度額：設備20億円、運転2億8,000万円
・融資期間：設備15年以内、運転7年以内(うち据置期間1年以内を含む)
・返済方法：割賦返済
個人事業者の場合は、原則として連帯保証人は不要とする。担保は必要に応じて徴する。
法人の場合は、原則として代表者以外の連帯保証人は不要とする。担保は必要に応じて徴する。

問合せ

川崎市経済労働局産業振興部金融課 (044)544-1846